

「農薬の水質環境基準等について」参考資料集
 ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(1/12ページ)

【参考資料1】

(注)・令和8年1月29日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/ℓ)	水産指針値 (mg/ℓ)	備考 ○：水産指針値 が水濁指針値より も低い農薬
農 薬 名				
1	1,3-ジクロロプロペン又はD-D	0.66	0.16	○
2	1-ナフタレン 酢酸ナトリウム	3.9	96	
3	2,4-Dイソプロピルアミン塩又は 2,4-PAイソプロピルアミン塩、2,4-Dジメチルアミン塩又は 2,4-PAジメチルアミン塩及び2,4-Dナトリウム塩一水化物又は 2,4-PAナトリウム塩一水化物	0.26	98	
4	2,4-Dエチル又は、2,4-PAエチル	0.26	1.1	
5	DBEDC	未審議	0.24	水産指針値のみ
6	DCIP	未審議	31	水産指針値のみ
7	d-リモネン	設定不要	0.7	水産指針値のみ
8	EPN	0.037	0.0005	○
9	MCPAイソプロピルアミン塩、 MCPAエチル及び MCPAナトリウム塩	0.05	61	
10	MCPBエチル	0.31	0.19	○
11	アイオキシニルオクタノエート又はアイオキシニル	未審議	0.011	水産指針値のみ
12	アクリナトリン	0.42	0.000052	○
13	アシノナビル	1	0.027	○
14	アシベンゾラルS-メチル	2	2.2	
15	アジムスルフロン	2.5	0.73	○
16	アシユラムナトリウム塩又はアシユラム	10	90	
17	アセキノシル	0.58	0.0039	○
18	アセタミプリド	1.8	0.025	○
19	アセフェート	0.063	55	
20	アゾキシストロビン	4.7	0.28	○
21	アトラジン	未審議	1.5	水産指針値のみ
22	アバメクチン	0.015	0.00037	○
23	アフィドピロベン	2.1	8	
24	アミカルバゾン	0.42	1.8	
25	アミスルブロム	2	0.036	○
26	アミトラズ	0.066	0.26	
27	アトクトラジン	71	0.064	○
28	アラクロール	0.2	0.047	○
29	アラニカルブ	未審議	0.018	水産指針値のみ
30	アンバム	0.047	0.89	
31	イソウロン	0.45	1.4	
32	イソキサチオン	0.05	0.0002	○
33	イソキサベン	1.3	1.3	
34	イソシクロセラム	0.2	0.000037	○
35	イソチアニル	0.74	0.71	○
36	イソピラザム	1.4	0.009	○
37	イソフェタミド	1.4	4.7	

ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(2/12ページ)

(注)・令和8年1月29日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/ℓ)	水産指針値 (mg/ℓ)	備考 ○：水産指針値 が水濁指針値より も低い農薬
農 薬 名				
38	イソプロカルブ又はMIPC	0.1	0.024	○
39	イソプロチオラン	2.6	9.2	
40	イブフェンカルバゾン	0.026	0.21	
41	イブフルフェノキシン	1.2	2.5	
42	イブロジオン	0.5	1.8	
43	イプロベシホス又はIBP	0.93	2.7	
44	イマザキン	未審議	96	水産指針値のみ
45	イマザビルイソプロピルアミン塩又は イマザビル	74	41	○
46	イマザモックスアンモニウム塩	未審議	99	水産指針値のみ
47	イマゾスルフロン	未審議	6.9	水産指針値のみ
48	イミシアホス	0.01	0.52	
49	イミダクロプリド	1.5	0.019	○
50	イミノクタジン酢酸塩及び イミノクタジンアルベシル酸塩	0.061	0.027	○
51	イミベンコナゾール	0.26	0.18	○
52	インダジフラム	0.5	0.71	
53	インダノフェン	0.093	0.029	○
54	インドキサカルブMP及び インドキサカルブ	0.13	0.6	
55	インピルフルキサム	1	0.15	○
56	ウニコナゾールP	0.42	5.6	
57	エスプロカルブ	0.2	0.15	○
58	エタボキサム	1	0.35	○
59	エチクロゼート	4.5	4.6	
60	エチプロール	0.1	0.19	
61	エテホン	未審議	71	水産指針値のみ
62	エトキサゾール	1	0.015	○
63	エトキシスルフロン	1.4	3	
64	エトフェンプロックス	0.82	0.0067	○
65	エトフメセート	7.9	27	
66	エトベンザニド	1.1	0.78	○
67	エマメクチン安息香酸塩	未審議	0.00096	水産指針値のみ
68	エンドタールニカリウム塩及び エンドタールニナトリウム塩	0.23	18	
69	オキサジアゾン	0.095	0.35	
70	オキサジアルギル	0.2	0.073	○
71	オキサジクロメホン	0.24	8.3	
72	オキサゾスルフィル	1	0.036	○
73	オキサチアピプロリン	90	0.65	○
74	オキサミル	未審議	0.32	水産指針値のみ
75	オキシテトラサイクリン	0.7	0.84	

ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(3/12ページ)

(注)・令和8年1月29日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/ℓ)	水産指針値 (mg/ℓ)	備考 ○：水産指針値 が水濁指針値より も低い農薬
農 薬 名				
76	オキシ銅又は有機銅	0.2	0.018	○
77	オキスポコナゾールフマル酸塩	0.79	2.5	
78	オキシリニック酸	0.55	4.5	
79	オリサストロビン	1.3	1.2	○
80	オリザリン	1	0.75	○
81	オレイン酸ナトリウム	未審議	23	水産指針値のみ
82	カスガマイシン一塩酸塩又は カスガマイシン	2.5	66	
83	カズサホス	0.0066	0.0025	○
84	カフェンストール	0.07	0.02	○
85	カルタップ	0.42	0.16	○
86	カルバリル又はNAC	0.19	0.016	○
87	カルフェントラジンエチル	0.7	0.13	○
88	カルブチレート	0.34	1.2	
89	カルプロパミド	0.37	3.7	
90	カルボスルファン	カルボスルファンとして 0.1 カルボフランとして0.0039	0.0004	○
91	キザロホップエチル	0.2	0.29	
92	キノクラミン又はACN	0.055	0.063	
92	キノフメリン	0.7	1.2	
94	キノメチオナート又はキノキサリン系	0.17	0.015	○
95	キャプタン	2	0.026	○
96	クミルロン	0.2	0.9	
97	グリホサートアンモニウム塩, グリホサートインプロピルアミン塩, グリホサートカリウム塩及び グリホサートナトリウム塩	26.6	62	
98	グルホシネート及びグルホシネートPナトリウム塩	0.24	73	
99	クレンキシムメチル	9.5	0.16	○
100	クレトジム	0.2	24	
101	クロチアニジン	2.5	0.028	○
102	クロフェンデジン	0.45	0.018	○
103	クロマフェナジド	7.1	0.97	○
104	クロメプロップ	0.16	0.36	
105	クロラントラニプロロール	6.9	0.029	○
106	クロリダゾン又はPAC	未審議	21	水産指針値のみ
107	クロリムロンエチル	2	0.037	○
108	クロルタールジメチル	0.2	0.35	
109	クロルチアミド又はDCBN	0.53	41	
110	クロルピクリン	0.02	0.00078	○
111	クロルピリホス	0.02	0.00046	○

ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(4/12ページ)

(注)・令和8年1月29日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、
 「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/ℓ)	水産指針値 (mg/ℓ)	備考 ○：水産指針値 が水濁指針値より も低い農薬
農 薬 名				
112	クロルフェナビル	0.69	0.007	○
113	クロルフラリム	0.069	0.15	
114	クロルフルアズロン	0.87	0.00029	○
115	クロルプロファム又はIPC	1	3.7	
116	クロルメコートクロリド又はクロルメコート	1	32	
117	クロラタロニル又はTPN	0.47	0.08	○
118	酸化亜鉛	設定不要	0.15	水産指針値のみ
119	シアゾファミド	4.5	0.088	○
120	シアナジン	0.014	0.29	
121	シアナミド及びカルシウムシアナミド又は 石灰窒素	未審議	6.7	水産指針値のみ
122	シアノホス又はCYAP	0.026	0.097	
123	ジアフェンチウロン	未審議	0.00053	水産指針値のみ
124	シアントラニプロロール	0.25	0.018	○
125	シアン酸ナトリウム	未審議	21	水産指針値のみ
126	ジウロン又はDCMU	未審議	0.25	水産指針値のみ
127	ジエトフェンカルブ	11	9.8	○
128	シエノピラフェン	1	0.0029	○
129	ジカンバ又はMDBA, ジカンバジメチルアミン塩又は MDBAジメチルアミン塩及び ジカンバカリウム塩又はMDBAカリウム塩	9.3	88	
130	シクラニプロロール	0.31	0.077	○
131	ジクロシメット	0.13	8.6	
132	ジクロスルファムロン	0.8	0.035	○
133	シクロピラニル	未審議	0.0057	水産指針値のみ
134	シクロピリモレート	1.6	6.9	
135	シクロプロリン	2.2	0.26	○
136	ジクロベニル又はDBN	0.2	1.5	
137	ジクロベンチアゾクス	1.3	0.11	○
138	ジクロルプロップトリエタノールアミン塩	0.95	180	
139	ジクロメゾチアズ	31	0.00049	○
140	ジクワットジプロミド又はジクワット	0.15	0.13	○
141	ジスルホトン又はエチルチオメト	未審議	0.032	水産指針値のみ
142	ジチアノン	0.2	0.059	○
143	ジチオピル	0.095	0.56	
144	ジノテフラン	5.8	0.12	○
145	シハロトリン	未審議	0.000081	水産指針値のみ
146	シハロホップブチル	未審議	0.33	水産指針値のみ
147	ジフェノコナゾール	0.25	0.75	
148	シフルトリン	0.61	0.000061	○
149	シフルフェナミド	1	1	

ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(5/12ページ)

(注)・令和8年1月29日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値	水産指針値	備考
農 薬 名		(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	○：水産指針値が水濁指針値よりも低い農薬
150	ジフルフェニカン	6.1	0.0064	○
151	ジフルベンズロン	0.5	0.0043	○
152	シフルメトフェン	2.4	0.063	○
153	ジフルメトリム	0.037	0.035	○
154	シプロコナゾール	0.3	20	
155	シプロジニル	0.71	0.027	○
156	シペルメトリン	0.58	0.000027	○
157	ジベレリン	2.9	94	
158	シマジン又はCAT	0.03	1.7	
159	シメコナゾール	0.22	14	
160	ジメスルファゼット	0.1	0.12	
161	ジメタメトリン	0.25	0.12	○
162	ジメテナミド及びジメテナミドP	1	0.29	○
163	ジメトエート	未審議	2	水産指針値のみ
164	ジメトモルフ	2.9	6.7	
165	シメトリン	未審議	0.062	水産指針値のみ
166	シモキサニル	0.34	5.6	
167	シラフルオフェン	2.9	0.00067	○
168	ジラム	未審議	0.0096	水産指針値のみ
169	シロマジン	0.47	97	
170	シンメチリン	2.1	0.088	○
171	ジンプロピリダズ	5.5	30	
172	ストレプトマイシン硫酸塩又はストレプトマイシン	未審議	4.1	水産指針値のみ
173	スピネトラム	0.63	0.00023	○
174	スピノサド	0.63	0.032	○
175	スピロジクロフェン	0.34	1	
176	スピロテトラマト	3.1	2.4	○
177	スピロメシフェン	0.58	0.092	○
178	スルホキサフロル	1.1	0.3	○
179	セトキシジム	2.3	72	
180	ソルピタン脂肪酸エステル	未審議	0.14	水産指針値のみ
181	ターバシル	未審議	0.6	水産指針値のみ
182	ダイアジノン	0.02	0.00077	○
183	ダイファシン系	未審議	1.7	水産指針値のみ
184	ダイムロン	7.9	0.42	○
185	タウフルバリネート又はフルバリネート	0.1	0.0018	○
186	ダゾメット	0.1	6.1	
187	チアクロプリド	0.31	0.036	○
188	チアジニル	1	1.6	
189	チアトキサム	0.47	0.035	○
190	チウラム又はチラム	0.2	0.1	○

ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(6/12ページ)

(注)・令和8年1月29日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値	水産指針値	備考
農 薬 名		(mg/ℓ)	(mg/ℓ)	○：水産指針値が水濁指針値よりも低い農薬
191	チエンカルバゾンメチル	29	10.4	○
192	チオジカルブ	0.8	0.027	○
193	チオシクラムシユウ酸塩又はチオシクラム	0.42	0.019	○
194	チオファネートメチル	3	1	○
195	チオベンカルブ又はベンチオカーブ	0.2	0.026	○
196	チフェンスルフロメチル	0.25	64	
197	チフルザミド	0.37	1.4	
198	デシルアルコール	設定不要	1.4	水産指針値のみ
199	デスメディファム	0.85	0.34	○
200	テトラコナゾール	0.1	2.8	
201	テトラジホン	0.34	0.06	○
202	テトラニプロロール	23	0.17	○
203	テニルクロール	未審議	0.17	水産指針値のみ
204	テブコナゾール	0.77	2.6	
205	テブチウロン	1	1	
206	テブフェンジド	0.42	0.83	
207	テブフェンピラド	0.21	0.018	○
208	テブフロキン	1	0.76	○
209	テブラロキシジム	1	95	
210	テフリルトリオン	0.02	53	
211	テフルトリン	未審議	0.000064	水産指針値のみ
212	テフルベンズロン	0.26	0.0037	○
213	トブラメノン	0.07	95	
214	トラロメトリン	0.19	0.000063	○
215	トリアジフラム	0.23	2.5	
216	トリアファモン	0.5	35	
217	トリクロピトリエチルアンモニウム	0.06	86	
218	トリクロピルプトキシエチル	0.06	0.9	
219	トリクロロホン又はDEP	0.05	0.0011	○
220	トリシクラゾール	1	21	
221	トリチコナゾール	1	7.5	
222	トリネキサバクエチル	0.15	57	
223	トリフルミゾール	0.39	0.86	
224	トリフルメグピリム	0.85	2.5	
225	トリフルラリン	0.63	0.24	○
226	トリフロキシストロビン	1	0.015	○
227	トリフロキシスルフロナトリウム塩	6.1	0.28	○
228	トリホリン	0.61	9.1	
229	トルクロホスメチル	1.7	0.93	○
230	トルピラレート	0.0085	22	
231	トルフェンピラド	0.14	0.00099	○
232	トルプロカルブ	5.3	18	

ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(7/12ページ)

(注)・令和8年1月29日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/ℓ)	水産指針値 (mg/ℓ)	備考 ○：水産指針値 が水濁指針値より も低い農薬
農 薬 名				
233	ナプロバミド	2.9	6.8	
234	ニコスルフロ	未審議	98	水産指針値のみ
235	ニテンピラム	14	0.11	○
236	ノバルロン	0.29	0.00017	○
237	バクロブトラゾール	0.53	25	
238	発芽スイートルーピン抽出たんぱく質	未審議	20	水産指針値のみ
239	パラコートジクロリド又はパラコート	0.16	2.4	
240	バリダマイシンA又はバリダマイシン	9.5	100	
241	ハロスルフロメチル	2.6	0.05	○
242	ピカルブトラゾクス	0.61	0.34	○
243	ピコキシストロビン	1.2	0.022	○
244	ピジフルメトフェン	2.6	0.33	○
245	ビスピリバックナトリウム塩	未審議	12	水産指針値のみ
246	ピフェナゼート	0.26	0.46	
247	ピフェントリン	0.26	0.000058	○
248	ピフルブミド	0.19	0.16	○
249	ヒメキサゾール又は ヒドロキシイソキサゾール	1	28	
250	ピメトロジン	0.34	93	
251	ピラクロストロビン	0.9	0.006	○
252	ピラクロニル	0.11	0.038	○
253	ピラジフルミド	0.55	1.6	
254	ピラゾキシフェン	未審議	0.89	水産指針値のみ
255	ピラゾスルフロエチル	0.2	0.0087	○
256	ピラゾリネート又はピラゾレート	未審議	0.53	水産指針値のみ
257	ピラフルフェンエチル	4.5	0.0082	○
258	ピリオフェン	2.4	1.3	○
259	ピリダクロメチル	2	0.5	○
260	ピリダベン	0.1	0.00051	○
261	ピリダリル	0.74	0.0038	○
262	ピリフタリド	0.14	0.33	
263	ピリブチカルブ	0.23	0.1	○
264	ピリフルキナゾ	0.1	0.0027	○
265	ピリプロキシフェン	2.6	0.075	○
266	ピリベンカルブ	1	0.6	○
267	ピリミジフェン	0.039	0.0021	○
268	ピリミスルファン	9.3	0.2	○
269	ピリミノバックメチル	0.5	59	
270	ピリミホスメチル	未審議	0.00031	水産指針値のみ
271	ピレトリン	未審議	0.014	水産指針値のみ
272	ピロキサスルホン	0.5	0.0074	○
273	ピロキロン	0.5	33	

ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(8/12ページ)

(注)・令和8年1月29日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/ℓ)	水産指針値 (mg/ℓ)	備考 ○：水産指針値 が水濁指針値より も低い農薬
農 薬 名				
274	ファミキサドン	0.15	0.012	○
275	フィプロニル	0.005	0.00024	○
276	フェナリモル	0.1	6	
277	フェニトロチオン又はMEP	0.13	0.014	○
278	フェノキサスルホン	4.5	0.0093	○
279	フェノキサニル	0.18	6	
280	フェノチオカルブ	0.39	0.09	○
281	フェノブカルブ又はBPMC	0.34	0.019	○
282	フェリムゾン	0.5	6.2	
283	フェンアミドン	0.74	0.073	○
284	フェンキノトリオン	0.042	13	
285	フェンチオン又はMPP	未審議	0.00087	水産指針値のみ
286	フェントエート又はPAP	0.077	0.00077	○
287	フェントラザミド	0.13	0.06	○
288	フェンバレレート	未審議	0.00042	水産指針値のみ
289	フェンピラザミン	3.1	5.5	
290	フェンピロキシメート	0.25	0.0032	○
291	フェンブコナゾール	0.79	2.2	
292	フェンプロバトリン	0.71	0.015	○
293	フェンヘキサミド	4.5	1.2	○
294	フェンメディファム	1.2	0.027	○
295	フサライド	未審議	0.87	水産指針値のみ
296	ブタクロール	0.2	0.031	○
297	ブタミホス	0.2	0.62	
298	ブトリアリン	0.26	0.11	○
299	ブプロフェジン	0.23	0.8	
300	ブラザスルフロ	0.34	0.17	○
301	ブラメトビル	0.1	1.4	
302	フルアクリピリム	1.5	0.17	○
303	フルアジナム	0.2	0.093	○
304	フルアジホップブチル又は フルアジホップ及び フルアジホップPブチル又は フルアジホップP ※「フルアジホップブチル(又はフルアジホップ、以下同様)及びフルアジ ホップPブチル(又はフルアジホップP、以下同様)」に関しては、水濁基準 値は「フルアジホップPブチル」のみ設定されているが、フルアジホップブチ ルは2016年10月28日に国内の農薬登録が失効している。	0.11	0.82	
305	フルエンズルホン	0.37	0.43	
306	フルオキサストロビン	0.39	0.47	
307	フルオピコリド	2.1	1.3	○
308	フルオピラム	0.31	6.5	
309	フルオルイミド	2.4	3.2	

ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(9/12ページ)

(注)・令和8年1月29日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/ℓ)	水産指針値 (mg/ℓ)	備考 ○：水産指針値 が水濁指針値より も低い農薬
農 薬 名				
310	フルキサピロキサド	0.55	0.29	○
311	フルキサメタミド	0.22	0.039	○
312	フルジオキサニル	8.7	0.77	○
313	フルシトリネート	未審議	0.000055	水産指針値のみ
314	フルスルフアミド	未審議	0.29	水産指針値のみ
315	フルセトスルフロン	1	79	
316	フルチアセツメチル	0.02	0.075	
317	フルチアニル	63	0.85	○
318	フルトラニル	2.3	3.1	
319	フルピラジフロン	0.82	0.061	○
320	フルピリミン	0.29	0.099	○
321	フルフェナセツ	0.29	1.3	
322	フルフェノクスロン	0.98	0.00017	○
323	フルプロパネートナトリウム塩又は テトラピオン	0.1	35	
324	フルベンジアミド	0.45	0.058	○
325	フルベンチオフェノックス	未審議	0.0063	水産指針値のみ
326	フルボキサム	0.21	2.3	
327	フルミオキサジン	0.47	0.0055	○
328	フルルプリミドール	0.39	11	
329	プレチラクロール	0.47	0.029	○
330	プロクロラズ	1	3.1	
331	プロジアミン	1.7	0.0046	○
332	プロシミドン	0.93	4.2	
333	プロスルホカルブ	0.1	0.36	
334	プロチオコナゾール	0.29	1.2	
335	プロチオホス	0.071	0.002	○
336	プロニカミド	1.9	98	
337	プロパニル	0.42	0.49	
338	プロパモカルブ塩酸塩	3.1	100	
339	プロパルギット又はBPPS	0.26	0.013	○
340	プロピコナゾール	0.5	5.6	
341	プロピザミド	0.5	4.7	
342	プロヒドロジヤモン	3.7	2	○
343	プロピネブ	未審議	0.21	水産指針値のみ
344	プロピリスルフロン	0.29	0.11	○
345	プロビレングリコールモノ脂肪酸エステル	未審議	0.4	水産指針値のみ
346	プロフェノホス	0.01	0.00077	○
347	プロフラニリド	0.45	0.00016	○
348	プロヘキサジオンカルシウム塩	5.3	93	
349	プロベナゾール	0.2	2.7	
350	プロマシル	0.5	0.27	○

ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(10/12ページ)

(注)・令和8年1月29日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/ℓ)	水産指針値 (mg/ℓ)	備考 ○：水産指針値 が水濁指針値より も低い農薬
農 薬 名				
351	フロトキン	0.2	0.00057	○
352	フロトリン	0.7	0.35	○
353	フロモブチド	1	4.8	
354	フロラスラム	1.3	0.094	○
355	フロルピラウキシフェンベンジル	210	0.041	○
356	ヘキサコナゾール	0.12	2.9	
357	ヘキサジン	1.3	0.41	○
358	ヘキシチアゾクス	0.74	0.36	○
359	ペノキススラム	1.3	2.3	
360	ペノミル	0.2	0.35	
361	ペラルゴン酸及びペラルゴン酸カリウム塩	設定不要	46	水産指針値のみ
362	ペルメリン	1	0.0017	○
363	ペンシクロン	1.4	1	○
364	ベンジルアデニン又はベンジリアミノプリン	1.6	19	
365	ベンズピリモキサソ	0.69	2.2	
366	ベンズルタツ	0.42	0.2	○
367	ベンズルフロンメチル	5	0.56	○
368	ベンゾピシクロン	0.9	0.34	○
369	ベンゾフェナツ	0.053	0.37	
370	ベンタゾンナトリウム塩又はベンタゾン	2.3	88	
371	ベンチアバリカルブイソプロピル	1.8	8.7	
372	ベンチオピラド	2	0.56	○
373	ペンディメタリン	3.1	0.14	○
374	ペントキサゾン	6.1	0.0079	○
375	ペンフラカルブ	ベンフラカルブとして0.23 カルボフランとして0.0039	0.0099	
376	ペンフルフェン	0.53	0.1	○
377	ペンフルラリン又はベスロジン	0.1	0.029	○
378	ペンフレセート	0.69	21	
379	ホサロン	0.05	0.00073	○
380	ボスカリド	1.1	5	
381	ホスチアゼート	0.05	0.23	
382	ホセチルアルミニウム又はホセチル	23	28	
383	ホラムスルフロン	13	97	
384	ポリオキシ複合体	66	0.4	○
385	ポリオキシD亜鉛塩	190	4	○
386	ホルベツ	2.6	0.014	○
387	マラチオン又はマラソン	7.7	0.003	○
388	マレイン酸ヒドラジドカリウム	未審議	27	水産指針値のみ
389	マンジプロパミド	1	6.8	
390	マンゼブ	未審議	0.12	水産指針値のみ

ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(11/12ページ)

(注)・令和8年1月29日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/ℓ)	水産指針値 (mg/ℓ)	備 考 ○：水産指針値 が水濁指針値より も低い農薬
農 薬 名				
391	マンデストロビン	5	1.2	○
392	マンネブ	未審議	0.18	水産指針値のみ
393	ミクロブタニル	0.63	9.7	
394	ミルベメクチン	0.7	0.01	○
395	メコプロップカリウム塩又は MCPPカリウム塩, メコプロップジメチルアミン塩又は MCPPジメチルアミン塩, メコプロップPイソプロピルアミン塩及び メコプロップPカリウム塩	0.47	81	
396	メソトリオン	0.07	43	
397	メソミル	未審議	0.015	水産指針値のみ
398	メタアルデヒド	0.58	70	
399	メタゾスルフロン	0.71	0.3	○
400	メタフルミゾン	3.1	0.058	○
401	メタミトロン	未審議	6.6	水産指針値のみ
402	メタミホップ	0.11	0.28	
403	メタムアンモニウム塩(カーバム)及び メタムナトリウム塩(カーバムナトリウム塩)	0.1	0.2	
404	メタラキシル又はメタラキシルM	0.58	95	
405	メチオゾリン	1.8	1.9	
406	メチダチオン又はDMTP	未審議	0.0011	水産指針値のみ
407	メチルイソチオシアネート	0.1	0.055	○
408	メチルテトラブロール	66	0.15	○
409	メキシフェノジド	2.6	3.7	
410	メコナゾール	0.5	2.1	
411	メスルフロンメチル	未審議	8.7	水産指針値のみ
412	メブロムロン	0.12	0.31	
413	メミノストロビン	0.42	4.8	
414	メラクロール及びS-メラクロール	2.5	0.23	○
415	メトリブジン	未審議	0.23	水産指針値のみ
416	メパニピリム	1.9	0.88	○
417	メビコートクロリド	7.9	67	
418	メフェナセト	0.1	0.32	
419	メフェントリフルコナゾール	0.93	0.53	○
420	メプロニル	1	4.2	
421	モリネート	0.055	5	
422	ヨウ化メチル	0.1	設定不要	水濁指針値のみ
423	ヨードスルフロンメチルナトリウム塩	未審議	0.61	水産指針値のみ
424	ランコトリオンナトリウム塩	0.02	100	
425	リニユロン	未審議	0.35	水産指針値のみ
426	リムスルフロン	未審議	9.8	水産指針値のみ
427	リン化亜鉛	未審議	0.014	水産指針値のみ

ゴルフ場における指針値が設定されている農薬(12/12ページ)

(注)・令和8年1月29日現在 (指針値は改正されることがありますので、注意してください。確認方法は最終面参照。)
 ・「未審議」とは、基準値設定のための審議が行われていないことから、基準値及び指針値が設定されていない農薬、「設定不要」とは、審議を行った結果、被害のおそれが極めて小さいと認められている農薬のことを示します。

環境省において、基準設定手続き中の農薬がありますので注意してください。		水濁指針値 (mg/ℓ)	水産指針値 (mg/ℓ)	備 考 ○：水産指針値 が水濁指針値より も低い農薬
農 薬 名				
428	ルフェスロン	0.37	0.00041	○
429	レナシル	未審議	0.15	水産指針値のみ
430	レピメクチン	0.53	0.00063	○
431	塩基性塩化銅 塩基性硫酸銅 水酸化第二銅 無水硫酸銅 硫酸銅五水和物	未審議	0.0038	水産指針値のみ
432	塩素酸塩	未審議	79	水産指針値のみ
433	酸化フェンブタスズ	未審議	0.002	水産指針値のみ
434	石灰硫黄合剤	未審議	2.4	水産指針値のみ

指針値について

①水濁指針値
 別表(※)に掲げる農薬については、同表右欄の値を水濁指針値とする。
 また、別表に記載のない農薬であっても水濁基準値(☆)が設定されているものについては、その値の10倍値を水濁指針値とする。

②水産指針値
 水産基準値(★)が設定されている農薬について、その値の10倍値を水産指針値とする。

※別表が掲載されているウェブサイト(環境省)

https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/golf_guideline.html

☆水濁基準値

https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/odaku_kijun/ki_jun.html

★水産基準値

<https://www.env.go.jp/water/sui-kaitei/kijun.html>

※R8.3.31時点の水産指針値及び水濁指針値は【参考資料①】をご確認ください。

【参考資料②】

令和2年3月27日現在

(別添)

水域の生活環境動植物の被害防止の観点から水質調査において注意を要する農業一覧

農業によっては、人畜に被害が生じるおそれがない排水であっても、水域の生活環境動植物に被害が発生するおそれがあるものがあることから、特に水域の生活環境動植物被害の未然防止を図るため、ゴルフ場での使用が想定される農業(芝、樹木、花きに適用のあるもの)について、水質調査において注意を要する農業として、
 (1)水産指針値が水濁指針値よりも小さいもの
 (2)水濁指針値が未設定のもの(これまでの水質調査において知見の少ないもの)
 (3)近年(H22~29年度)のゴルフ場排水口での水質調査結果のうち、水産指針値を超過するものを農業一覧として整理した。
 この中でも、水産基準値が環境中予測濃度(水産PEC)と近接していることから指針値を超過しやすかったり、近年の調査で超過事例が見られるものには網掛けをしているので、これらの農業を使用する際には十分注意するとともに、排水水中の当該濃度の把握に十分努められたい。また、水濁基準値、水産基準値の設定審議が終了しておらず、水濁指針値、水産指針値が設定されていない農業を使用する場合であっても、ゴルフ場外へ農業が流出しないよう十分注意するとともに、実態把握に努められたい。

(1)水産指針値が水濁指針値よりも小さい農業

一般名	用途	水産指針値 (μg/L)	水濁指針値 (μg/L)	適用作物			製品事例 ※ 括弧内は適用作物及び混合相手の成分を記載 ※ 「樹木」は樹木類(木本植物、花木類)の略、「花き」 は花き類・観葉植物の略 ※ 当該有効成分を含有する一部の製品名を記載	芝、花き等に 用い、水産基 準値とPECが 近接(10倍以 内)	うち非水田 PECが近接 (10倍以内)
				芝	樹木	花き			
1 アクリナトリン	殺虫剤	0.052	420			○	アーデント水和剤(花き)	◎	◎
2 アセキノシル	殺ダニ剤	3.9	580			○	カネマイトフロアブル(花き)		
3 アセタミプリド	殺虫剤	25	1,800	○	○	○	イマージ液剤(花き)、モスピランワンプ剤(花き)、モスピラン・トップジンMSスプレー(花き)、チオファネートメチルとの混合剤、モストツジンRSスプレー(花き)、フェンプロパトリンとチオファネートメチルの混合剤、GFモストツジンRSスプレー(花き)、フェンプロパトリンとチオファネートメチルの混合剤、イールダーSG(芝)、シネレート水溶剤(芝)、ジェイエース水溶剤(芝)、モスピラン水溶剤(樹木、花き)、マツグリーン液剤(樹木)、ダイリグ粒剤(樹木、花き)、マイテミスプレー(花き)、ベンチオピラドとの混合剤)、レインボーフラワーEX(花き、複合肥料)、カダン殺虫肥料(花き)(容器栽培)、複合肥料)	◎	
4 アゾキシストロビン	殺菌剤	280	4,700			○	ベリテージ顆粒水和剤(芝)、シバノバフロアブル(芝、シバノバフロアブルとの混合剤)、ダイフフロアブル(芝、ジフェノコナゾールとの混合剤)、ユニフォーム粒剤(花き、メタラキシルMとの混合剤)、アミスター20フロアブル(花き)	◎	
5 アバメクテン	殺虫剤	0.37	15			○	アグリメック(花き)、エイビッド(花き)		
6 アミスルブロム	殺菌剤	36	2,000	○		○	ベスグリーンDF(芝)、オラルク顆粒水和剤(花き(ポット・プランター等の容器栽培))		
7 アメトトラジン	殺菌剤	64	71,000	○			ザンプロターフ(芝)		
8 アラクロール	除草剤	47	200	○			ハブーン乳剤(芝)		
9 イソキサチオン	殺虫剤	0.20	50	○	○	○	カルホス乳剤(芝、樹木、花き)、グリーンカルホス乳剤(芝)	◎	◎
10 イソプロカルブ又はMIPC	殺虫剤	24.00	100	○			みみんず水和剤(芝)		
11 イプロジオン	殺菌剤	1,800	3,000	○		○	ロブラール水和剤(芝、花き)、ブルーデンス水和剤(芝、ホセチルとの混合剤)、ロブグラン水和剤(芝、トルクホロスメチルとの混合剤)、ロブド水和剤(芝、有機銅との混合剤)、ニキスター水和剤(芝、チオキサールとの混合剤)、ハッチバスター(芝、イミノクタジン酢酸塩との混合剤)、インターフェースフロアブル(芝、トリフロキシストロビンとの混合剤)		
12 イミダクロプリド	殺虫剤	19	1,500	○	○	○	ブルースカイAL(花き)、アースガーデンC(花き)、アドマイヤーフロアブル(花き)、ブルースカイ粒剤(花き)、タフリア水和剤(芝)、タフスチンガーフロアブル(芝)、フルベンジアミドとの混合剤)、タフリアDXフロアブル(芝)、アドマイヤー1粒剤(樹木、花き)	◎	
13 イミノクタジナルベシル酸塩	殺菌剤	27	60	○	○		ベルコート水和剤(樹木)、ポディーフロー(芝、ポリオキシとの混合剤)		
14 イミノクタジン酢酸塩	殺菌剤	27	60	○	○	○	ポリベリン水和剤(樹木、花き、ポリオキシとの混合剤)、ミステラン水和剤(芝、チウラムとの混合剤)、カシマン液剤(芝)、モノクタジンフロアブル(芝、メフロールとの混合剤)、ペフラン液剤25(花き)、カシマン液剤(芝)	◎	◎

一般名	用途	水産指針値 (μg/L)	水濁指針値 (μg/L)	適用作物			製品事例 ※ 括弧内は適用作物及び混合相手の成分を記載 ※ 「樹木」は樹木類(木本植物、花木類)の略、「花き」 は花き類・観葉植物の略 ※ 当該有効成分を含有する一部の製品名を記載	芝、花き等に 用い、水産基 準値とPECが 近接(10倍以 内)	うち非水田 PECが近接 (10倍以内)
				芝	樹木	花き			
15 イメベンコナゾール	殺菌剤	180	260	○	○	○	マナーゼ乳剤(芝、樹木、花き)、ツインサイドDF(芝)、ホクコーオールドランMP(樹木、花き、アセフェート、ベルメリンとの混合剤)、ムシキントール(樹木、花き、ベルメリンとの混合剤)		
16 インダノファン	除草剤	29	93	○			トレビエース水和剤(芝)	◎	
17 インビルフルキサム	殺菌剤	150	1,000			○	カナメフロアブル(花き)	◎	
18 エトキサゾール	殺虫剤	15	1,000			○	パロックフロアブル(樹木、花き)、ピルク水和剤(花き、フェンプロパトリンとの混合剤)		
19 エトフェンブロックス	殺虫剤	6.7	820	○	○	○	サニーフィールド乳剤(芝、樹木)、サニーフィールドMC(芝)、アースガーデンT(樹木、花き)、トレボシ乳剤(樹木、花き)、サンヨール・トレボシスプレー(樹木、花き、DBEDCとの混合剤)		
20 オキサジアルギル	除草剤	73	200	○			サブライズフロアブル(芝、オキサジクロメホンとの混合剤)、フェナックスフロアブル(芝)	◎	
21 オキシラン銅又は有機銅	殺菌剤	18	200	○	○	○	オキシラン水和剤(芝、キャプタンとの混合剤)、グリーンオキシラン水和剤(芝、キャプタンとの混合剤)、オキシンドー水和剤80(芝、花き)、キンドー水和剤40(芝、樹木、花き)、ドウグリン水和剤(芝、樹木)、ロブド水和剤(芝、イプロジオンとの混合剤)、ドーマイン水和剤(花き、ストレプトマイシンとの混合剤)	◎	◎
22 カズサホス	殺虫剤	2.5	6.6			○	ラグビーMC粒剤(花き)		
23 カフェンストロール	除草剤	20	70	○			ハイメドウ水和剤(芝)、サンシールド水和剤(芝、ハロソフロロメチルとの混合剤)、ウェーブル顆粒水和剤(芝、レナシールの混合剤)、ラボストフロアブル(芝)		
24 カルフェントラゾエチル	除草剤	130	700	○			タスク39DF(芝)	◎	
25 キャプタン	殺菌剤	26	2,000	○	○	○	オソサイド水和剤80(芝、樹木、花き)、オキシラン水和剤(芝、有機銅との混合剤)		
26 クレソキシメチル	殺菌剤	160	9,500	○	○	○	ターフトップDF(芝)、ストロビーフロアブル(花き)、ストロビードライフロアブル(樹木)		
27 クロチアニジン	殺虫剤	28	2,500	○	○	○	フルスウィング(芝)、ベニカマツケア(樹木)、ベニカ液剤(樹木、花き)、ベニカ水溶剤(樹木、花き)、ベニカ粒剤(樹木、花き)、カイガラムシエアール(樹木、花き)、フェンプロパトリンとの混合剤)、ベニカケムシエアール(樹木、花き)、フェンプロパトリンとの混合剤)、ベニカメスプレー(樹木、花き、フェンプロパトリンとの混合剤)、ベニカメスプレー・メバビリンとの混合剤)、ダントツ水溶剤(樹木、花き)、モリエートSC(樹木)、オールドランDX粒剤(花き、アセフェートとの混合剤)、ベニカベジフルスプレー(花き)、ガーデンアシストVスプレー(花き)	◎	
28 クロマフェンジド	殺虫剤	970	7,100		○	○	マトリックフロアブル(樹木、花き)		
29 クロラントラニプロロール	殺虫剤	29	6,900	○	○		アセルプリン(芝、樹木)	◎	
30 クロリムロンエチル	除草剤	37	2,000	○			アトラクティブ(芝)		
31 クロルピリホス	殺虫剤	0.46	20		○		ダーズバン粒剤(樹木)	◎	◎
32 クロルフェナビル	殺虫剤	7.0	690		○	○	コテツフロアブル(樹木、花き)		
33 クロルフルアズロン	殺虫剤	0.29	870	○		○	アタブロン乳剤(花き)、ナイスイーグルSC(芝)	◎	◎
34 クロロタロニル又はTPN	殺菌剤	80	400	○	○	○	ダコニール1000(芝、花き)、ダコグリーン(芝、チウラムとの混合剤)、カダンD(樹木、花き、アスリンとの混合剤)、カダンP(樹木、花き、ベルメリンとの混合剤)		
35 シアノファミド	殺菌剤	88	4,500	○			ランマンPフロアブル(芝)、グリーンワークWP(芝、ポリオキシとの混合剤)		

一般名	用途	水産指針値 (μg/L)	水濁指針値 (μg/L)	適用作物			製品事例 ※ 括弧内は適用作物及び混合相手の成分を記載 ※ 「樹木」は樹木類(木本植物、花木類)の略、「花き」 は花き類・観葉植物の略 ※ 当該有効成分を含有する一部の製品名を記載	芝、花き等に 用い、水産基 準値とPECが 近接(10倍以 内)	うち非水田 PECが近接 (10倍以内)
				芝	樹木	花き			
36 シアントラニプロロール	殺虫剤	18	250	○	○		メインスプリングフローラ顆粒水和剤(花き(容器栽培)、ビメトロンとの混合剤)、エスベランサ(芝、樹木)、プレイクソット(芝、樹木)、ツインアタック顆粒水和剤(芝、チアマトキサムとの混合剤)	◎	
37 ジェトフェンカルブ	殺菌剤	9,800	11,000		○	○	ゲッター水和剤(樹木、花き、チオファネートメチルとの混合剤)		
38 シエノピラフェン	殺虫剤	2.9	1,000			○	スターマイトフロアブル(花き)		
39 シクロスルファミロン	除草剤	35	800	○			ダブルアップDG(芝)	◎	
40 ジノテフラン	殺虫剤	120	5,800		○	○	スタークル粒剤(樹木、花き)、アルバリン粒剤(樹木、花き)、オールスターズプレー液剤(樹木、花き)、スタークル顆粒水溶性樹木、花き)、アルバリン顆粒水溶性(花き)、アクトム顆粒水溶性(花き)、ハイボネックス原液殺虫剤入り(花き、複合肥料)、ハイボネックス原液殺虫剤(花き、複合肥料)、スターガード粒剤(花き)、スターガードプラスAL(樹木、花き、ペンチオピラドとの混合剤)		
41 ジフルベンズロン	殺虫剤	4.3	500		○		デミリン水和剤(樹木)		
42 シフルメトフェン	殺ダニ剤	63	2,400			○	ダニサラハフロアブル(花き)		
43 ジフルメトリム	殺菌剤	35	37		○	○	ベリカット乳剤(樹木、花き)		
44 シラフルオフェン	殺虫剤	0.67	2,900	○			シラトップEW(芝)	◎	◎
45 スピノサド	殺虫剤	32	630	○		○	スピノエース顆粒水和剤(花き)、カリプスター(芝)	◎	
46 スピロメシフェン	殺虫剤	92	580			○	ダニゲッターフロアブル(花き)		
47 ダイアジノン	殺虫剤	0.77	50	○	○		ダイアジノン乳剤40(芝)、ダイアジノン水和剤34等(樹木)、オンダイエース粒剤(樹木、花き)、ペンツラカルブとの混合剤)、ダイアジンスLフル(芝、樹木)、ランダイヤ粒剤(芝、メソミルとの混合剤)	◎	◎
48 タウフルバリネット又はフルバリネット	殺虫剤	1.8	100		○	○	マブリック水和剤(樹木、花き)、マブリックジェット(花き)		
49 チアクロプリド	殺虫剤	36	310		○		エコワンフロアブル(樹木)、エコファイターフロアブル(樹木)、エコワン3フロアブル(樹木)	◎	
50 チアマトキサム	殺虫剤	35	470	○	○	○	アクタラAL(花き)、カダンスプレーEX(花き)、アクタラ粒剤5(花き)、ビートルコップ顆粒水和剤(芝)、ツインアタック顆粒水和剤(芝、シアントラニプロロールとの混合剤)、ガーディーAL(樹木、花き)、エマメクセン安息香酸塩・ジフェノコナゾールとの混合剤)、カダンプラスDX(樹木、エマメクセン安息香酸塩・ジフェノコナゾールとの混合剤)、花華やか顆粒水溶性(樹木、花き)、エマメクセン安息香酸塩・ジフェノコナゾールとの混合剤)、アトラック液剤(樹木)、アクタラ顆粒水溶性(樹木、花き)、キーレイヤー(花き(ポット・プランター等の容器栽培)、複合肥料)、花色彩(花き(ポット・プランター等の容器栽培)、複合肥料)	◎	
51 チウラム又はチラム	殺菌剤	100	200	○	○	○	アンレス(樹木)、ダコグリーン(芝、TPNとの混合剤)、ホーマー水和剤(芝、樹木、花き、チオファネートメチルとの混合剤)、キアラ水和剤(芝、イミダクタン酢酸塩との混合剤)、ティービック水和剤(花き)、ベンシクロンとの混合剤)、ペレントート水和剤20(芝、花き、ペノミルとの混合剤)		
52 チオジカルブ	殺虫剤	27	800	○	○	○	ラーベイン2(花き)、ラーベイン水和剤75(花き)、リラークDF(芝、樹木)		
53 チオファネートメチル	殺菌剤	1,000	3,000	○	○	○	トップジンM水和剤(樹木、花き)、ラビライト水和剤(花き、マンネブとの混合剤)、ホーマー水和剤(芝、樹木、花き、チウラムとの混合剤)、アタキン水和剤(花き、チオファネートメチルとの混合剤)、スミトップM粉剤(樹木)、ゲッター水和剤(樹木、花き)、ジストロフェンDFとの混合剤)、ワンオン水和剤(芝、バリダイミンとの混合剤)、グラコン水和剤(芝、ホセチルとの混合剤)、カダンスP II(樹木、花き、ベルメリンとの混合剤)、モスピラン・トップジンMSプレー(花き、アセタミプリドとの混合剤)、モストップジンRSプレー(花き、アセタミプリド・フエンプロバリンとの混合剤)	◎	
54 テトラジホン	殺ダニ剤	60	340		○	○	テデオ水和剤(樹木、花き)、テデオ乳剤(樹木、花き)		

一般名	用途	水産指針値 (μg/L)	水濁指針値 (μg/L)	適用作物			製品事例 ※ 括弧内は適用作物及び混合相手の成分を記載 ※ 「樹木」は樹木類(木本植物、花木類)の略、「花き」 は花き類・観葉植物の略 ※ 当該有効成分を含有する一部の製品名を記載	芝、花き等に 用い、水産基 準値とPECが 近接(10倍以 内)	うち非水田 PECが近接 (10倍以内)
				芝	樹木	花き			
55 テトラニプロロール	殺虫剤	170	23,000		○	○	ヨールフルフロアブル(樹木、花き)		
56 テラフェンピラド	殺ダニ剤	18	210			○	ピラニカEW(花き)		
57 テフルベンズロン	殺虫剤	3.7	260	○		○	ショットイン乳剤(芝)、ノーマトル乳剤(花き)		
58 トリクロロホン又はDEP	殺虫剤	1.1	50	○	○	○	ディブテックス乳剤(芝、樹木、花き)	◎	◎
59 トラロメリン	殺虫剤	0.063	190	○	○	○	スカウト乳剤(芝、樹木、花き)、スカウトフロアブル(芝、樹木、花き)		
60 トリフルラリン	除草剤	240	630	○			ノーマAM粒剤(芝、ベスロジンとの混合剤)		
61 トリフロキシストロビン	殺菌剤	15	1,000	○			インターフェースフロアブル(芝、イプロジオンとの混合剤)、デディケートフロアブル(芝、テブコナゾールとの混合剤)		
62 トルフェンピラド	殺虫剤	0.99	140			○	ハチハチフロアブル(花き)、ハチハチ乳剤(花き)、アクセルキングフロアブル(花き、メタルミンとの混合剤)	◎	◎
63 ニテンピラム	殺虫剤	110	14,000			○	ベストガード粒剤(花き)ベストガード水溶性(花き)	◎	
64 ノバルロン	殺虫剤	0.17	290			○	カウンター乳剤(花き)		
65 ハロスルフロメチル	除草剤	50	2,600	○			インパルDF(芝)、グラトップDF(芝、プロジアミンとの混合剤)	◎	
66 ビフェントリン	殺虫剤	0.058	260	○	○	○	バンチショットフロアブル(芝、樹木)、テルスター水和剤(芝、樹木、花き)、アタックワンAL(樹木、花き、ミクロブタニルとの混合剤)、テルスタージェット(花き)	◎	◎
67 ビラフルフェンエチル	除草剤	8.2	4,500	○			芝用エコバートFL(芝)		
68 ビリダベン	殺虫剤	0.51	100			○	サンマイトフロアブル(花き)	◎	◎
69 ビリダリル	殺虫剤	3.8	740	○		○	シバマル(芝)、フレオフロアブル(花き)、マザック乳剤(花き)		
70 ビリブチカルブ	除草剤	100	230	○			エイゲン粒剤(芝)		
74 ビリフルキナゾン	殺虫剤	2.7	100			○	コルト顆粒水和剤(花き)		
72 ビリプロキシフェン	殺虫剤	75	2,600			○	ラーノ乳剤(花き(施設栽培))		
73 ビリベンカルブ	殺菌剤	600	1,000	○			ファンターP顆粒水和剤(芝)		
74 ビリミジフェン	殺虫剤	2.1	39			○	マイククリーン(花き)		
75 ビロキサスルホン	除草剤	7.4	500	○			ソリスト顆粒水和剤(芝)		
76 フィプロニル	殺虫剤	0.24	5.0			○	プリンスフロアブル(花き)、プリンス粒剤(花き)、トップチョイスフロアブル(芝)	◎	◎
77 フェンブカルブ又はBPMC	殺虫剤	19	340	○			ミミダス(芝)、アストロ乳剤(芝)、シバラクMC(芝、MEPとの混合剤)	◎	◎
78 フェンビロキシメート	殺虫剤	3.2	250			○	ダブルフェースフロアブル(花き)、ピフルブミドとの混合剤)、ダニトロン(花き)、アブロードエースフロアブル(花き、アブロフェンとの混合剤)		
79 フラザスルフロ	除草剤	170	300	○	○		シバゲン水和剤(芝)、カタナ水和剤(樹木)		
80 フルアジナム	殺虫剤・殺菌剤	93	200			○	フロンサイド水和剤(花き)		
81 フルミオキサジン	除草剤	5.5	470	○	○		ダイロードWDG(樹木)、ウインターパワー(芝)		
82 フルキサピロキサド	殺菌剤	290	550	○			セルカディスフロアブル(芝)		
83 フルキサメタミド	殺虫剤	39	220			○	グレーシア乳剤(花き)		
84 フルジオキシニル	殺菌剤	770	8,700	○		○	メダリオン水和剤(芝)、セイビアフロアブル20(花き)		
85 フルチアニル	殺菌剤	850	63,000		○	○	ガッテン乳剤(樹木、花き)		

	一般名	用途	水産指針値 (μg/L)	水濁指針値 (μg/L)	適用作物			製品事例 ※ 括弧内は適用作物及び混合相手の成分を記載 ※ 「樹木」は樹木類(木本植物、花木類)の略、「花き」 は花き類・観葉植物の略 ※ 当該有効成分を含有する一部の製品名を記載	芝、花き等に 用い、水産基 準値とPECが 近接(10倍以 内)	うち非水田 PECが近接 (10倍以内)
					芝	樹木	花き			
86	フルフェノクスロン	殺虫剤	0.17	980			○	カスケード乳剤(花き)	◎	◎
87	フルベンジアミド	殺虫剤	58	450	○	○	○	スティンガーフロアブル(芝、樹木)、フェニックス顆粒水和剤(花き)、フェニックスフロアブル(樹木)		
88	プロジアミン	除草剤	4.6	1,700	○			グラトップ(芝、ハロスルフロメチルとの混合剤)、クサブロック(芝)、バリケードフロアブル(芝)		
89	プロチオホス	殺虫剤	2.0	71	○	○	○	トクチオン乳剤(芝、樹木、花き)、トクチオン細粒剤F(芝、樹木、花き)	◎	◎
90	プロフェノホス	殺虫剤	0.77	10			○	エンセダン乳剤(花き)		
91	ヘキシチアゾクス	殺ダニ剤	360	740			○	ニッソラン水和剤(花き)		
92	ベルメトリン	殺虫剤	1.7	1,000	○	○	○	アディオン乳剤(樹木、花き)、園芸用キンチョールS(花き、トリホンとの混合剤)、カダンP(樹木、花き、TPNとの混合剤)、エンバームC(芝)、カダンSP II(樹木、花き)、チオファネートメチルとの混合剤)、ムシキントール(花き、イミペコンゾールとの混合剤)、オルトランMP(樹木、花き、アセフェート・イミペコンゾールとの混合剤)、ペニカX乳剤(樹木、花き、ミクロブタニルとの混合剤)、ガーデンガードAL(樹木、花き、テトラコナゾールとの混合剤)、ペニカDX等(樹木、花き、フプロフェジン・ミクロブタニルとの混合剤)	◎	◎
93	ベンシクロン	殺菌剤	1,000	1,400	○		○	セレンターフ粒剤(芝)、タフシーバフロアブル(芝、テブコナゾールとの混合剤)、ティービック水和剤(花き)		
94	ベンチオピラド	殺菌剤	560	2,000	○	○	○	ガイア顆粒水和剤(芝)、ユニゾン水和剤(芝、マンゼブとの混合剤)、スターガードプラスAL(樹木、花き、ジノテフランとの混合剤)、マイテミスプレー(花き、アセタミプリドとの混合剤)、アフットフロアブル(花き)		
95	ベンディメタリン	除草剤	140	3,100	○			ウエイアップフロアブル(芝)、グリーンケアG顆粒水和剤(芝)、フレム550粒剤(芝、複合肥料)、ウエイアップクアキップ(芝)、オフIIフロアブル(芝、イマザキンとの混合剤)、クサレトリアン(芝、複合肥料)		
96	ベンフルフェン	殺菌剤	100	530	○			オブティンフロアブル(芝)		
97	ベンフルラリン又はベスロジン	除草剤	29	100	○			バナファン粒剤2.5(芝)、ノーモアM粒剤(芝、トリフルラリンとの混合剤)、ピバテル粒剤(芝、オリザリンとの混合剤)		
98	マラチオン又はマラソン	殺虫剤	3.0	7,700			○	マラソン乳剤(花き)	◎	◎
99	マンデストロピン	殺菌剤	1,200	5,000	○			シバコン(芝)		
100	ミルベメクテン	殺虫剤	10	700		○	○	マツガード(樹木)、ダニボーイ(花き)、コロマイト乳剤(花き)、ダニダウン水和剤(花き)		
101	メタルミゾン	殺虫剤	58	3,100		○	○	アクセルフロアブル(樹木、花き)、アクセルキングフロアブル(花き、トルフェンピラドとの混合剤)		
102	メチルイソチオシアネート	殺菌剤・殺虫剤	55	100			○	トラベックサイド油剤(花き)		
103	メトラクロール	除草剤	230	2,500	○			デュアル乳剤(芝)		
104	メバニピリム	殺菌剤	880	1,900		○	○	フルピカフロアブル(樹木、花き)		
105	S-メトラクロール	除草剤	230	2,500	○			シバッチ乳剤(芝)		
106	レビメクテン	殺虫剤	0.63	530			○	アニキ乳剤(花き)		

注：指針値は基準値の10倍値である。

基準値は順次設定され、また、改正される場合があることから、環境省のホームページにより、随時確認が必要。

農業の登録内容は変更される場合があることから、使用に当たっては製品ラベルを必ず確認すること。

ここでの水濁指針値には、指導指針における(別表)「水濁に係る暫定指導指針値」を含む。

(2) 水濁指針値が未設定の農薬(これまでの水質調査において知見の少ないもの)

	一般名	用途	水産指針値 (μg/L)	水濁指針値 (μg/L)	適用作物			製品事例 ※ 括弧内は適用作物及び混合相手の成分を記載 ※ 「樹木」は樹木類(木本植物、花木類)の略、「花き」 は花き類・観葉植物の略 ※ 当該有効成分を含有する一部の製品名を記載	芝、花き等に 用い、水産基 準値とPECが 近接(10倍以 内)	うち非水田 PECが近接 (10倍以内)
					芝	樹木	花き			
1	DBEDC	殺虫殺菌剤	240	—	○	○	○	バンベル-D液剤(芝)、サンヨール乳剤(芝、樹木、花き)、サンヨール液剤(樹木、花き)		
2	アイオキシニルオクタノエート又はアイオキシニル	除草剤	11	—	○			グロスコール乳剤(芝)		
3	アトラジン	除草剤	1,500	—	○			アルテミスフロアブル(芝)		
4	アラニカルブ	殺虫剤	18	—			○	オリオン水和剤40(花き)		
5	イマザキン	除草剤	96,000	—	○			オフIIフロアブル(芝、ベンディメタリンとの混合剤)		
6	イマズスルフロ	除草剤	6,900	—	○			シバタイト(芝)、ロンセイバー(芝)		
7	エテホン	植物成長調整剤	71,000	—	○		○	エスレル10(花き)、プロキシ液剤(芝)		
8	エマメクテン安息香酸塩	殺虫剤	0.96	—		○	○	アフーム乳剤(花き)、ショットワン液剤(樹木)、ガーディーAL(花き、樹木、チアトキサム・ジフェノコナゾールとの混合剤)、花葎やか顆粒水溶剤(樹木、花き、チアトキサム・ジフェノコナゾールとの混合剤)、リバイブ(樹木)		
9	オリザリン	除草剤	750	—	○			サーフランSG(芝)、サーフランDF(芝)、サーフラン15SC(芝)、ウィードロック(芝)		
10	塩基性塩化銅	殺菌剤	3.8	—			○	ドイツボルドーA(花き)、カスミンボルドー(花き、カスガマイシンの混合物)	◎	◎
11	塩基性硫酸銅	殺菌剤	3.8	—		○	○	IGボルドー66D(樹木、花き)	◎	◎
12	オキスポコナゾールフルム酸塩	殺菌剤	2,500	—	○			ベンコシャイン水和剤(芝、マンゼブとの混合物)		
13	オレイン酸ナトリウム	殺虫殺菌剤	23,000	—			○	オレート液剤(花き)		
14	カルタップ	殺虫剤	160	—			○	パダン水溶剤(花き)、パダンSG水溶剤(花き)	◎	
15	クロリダゾン又はPAC	除草剤	21,000	—	○			レナバック水和剤(芝、PACとの混合剤)		
16	クロルピクリン	殺虫剤	0.78	—			○	カヤクローロールピクリン(花き)、ドロクローロール(花き)、ドジョウピクリン(花き)、クロピク80(花き)、クロルピクリン錠剤(花き)、クロピクテープ(花き)		
17	シアナミド	殺虫剤、殺菌剤、除草剤	6,700	—		○		CX-10(樹木)	◎	
18	シアン酸ナトリウム	除草剤	21,000	—		○	○	シアンツ(樹木、花き)		
19	ジウロン又はDCMU	除草剤	250	—		○		マスター一粒剤(樹木、シアナジン・DCBNの混合剤)		
20	ジクワットジプロミド又はジクワット	除草剤	130	—		○	○	ブリグロックSL(樹木、花き、バラコートとの混合剤)	◎	
21	シハロトリン	殺虫剤	0.081	—		○		サイハロン水和剤(芝)、サイハロン乳剤(花き)	◎	◎
22	シフルトリン	殺虫剤	0.061	—		○	○	ヒットゴール液剤AL(樹木、花き、トリアジメホンの混合剤)、HJバイスロイド液剤AL等(樹木、花き)、アースガーデンW(樹木、花き、ピテルタノールとの混合剤)	◎	◎
23	ジメエート	殺虫剤	2,000	—			○	ジメエート粒剤(花き)		
24	ジラム	殺菌剤	9.6	—	○	○		コニファー水和剤(樹木)、モノクター水和剤(芝)	◎	◎
26	ストレプトマイシン硫酸塩又はストレプトマイシン	殺菌剤	4,100	—		○	○	アグリマイシン100(芝、オキシテトラサイクリンとの混合剤)、アタックン水和剤(花き、チオファネートメチルとの混合剤)、バクテサイト(樹木、オキシテトラサイクリンとの混合剤)、ドーマイシン水和剤(花き、有機銅との混合剤)		
27	セトキシジム	除草剤	72,000	—		○	○	ナブ乳剤(樹木、花き)		
28	チオシクラムシユウ酸塩又はチオシクラム	殺虫剤	19	—			○	エビセクト水和剤(花き)	◎	
29	テブチウロン	除草剤	1,000	—		○		マスター一粒剤(樹木、DBNとの混合剤)、		
30	テブフェンピラド	殺ダニ剤	18	—		○	○	ピラニカEW等(樹木、花き)		

一般名	用途	水産指針値 ($\mu\text{g/L}$)	水濁指針値 ($\mu\text{g/L}$)	適用作物			製品事例 ※ 括弧内は適用作物及び混合相手の成分を記載 ※ 「樹木」は樹木類(木本植物、花木類)の略、「花き」 は花き類・観葉植物の略 ※ 当該有効成分を含有する一部の製品名を記載	芝、花き等に 用い、水産基 準値とPECが 近接(10倍以 内)	うち非水田 PECが近接 (10倍以内)
				芝	樹木	花き			
31 テフルリン	殺虫剤	0.064	—		○		フォース粒剤(樹木)		
32 トリフロキシムフロ ナトリウム塩	除草剤	280	—	○			モニメント顆粒水和剤(芝)		
33 パラコートジクロリド又は パラコート	除草剤	2,400	—		○	○	ブリグロックス(樹木、花き、ジクワットとの混合剤)		
34 ビスピリハクナトリウム塩	除草剤	12,000	—		○		ショートキープ(芝)		
35 ビリホスメチル	殺虫剤	0.31	—		○	○	アクテリック乳剤(樹木、花き)	◎	
36 ビレトリン	殺虫剤	14	—		○	○	バイベニカVスプレー(樹木、花き)、バイベニカVス プレー(花き)		
37 フェナリモル	殺菌剤	6,000	—			○	ルビゲン水和剤(花き)		
38 フェンチオン又はMPP	殺虫剤	0.87	—	○	○		バイジット乳剤(芝、樹木)	◎	◎
39 フェンバレレート	殺虫剤	0.42	—			○	スマルファ乳剤(花き(施設栽培))	◎	◎
40 フェンプロバトリン	殺虫剤	15	—		○	○	ベニカミキリムシエアゾール(樹木、花き)、ダブルア タック(樹木、花き、チトコナゾールとの混合物)、ベニ カXファインスプレー(樹木、花き、クロチアベンジ、メバ ニピリムとの混合物)、ベニカJスプレー(樹木、花き、ク ロチアベンジ、メバニピリムとの混合物)		
41 プロクロラズ	殺菌剤	3,100	—			○	スポルタック乳剤(花き)		
42 プロピネブ	殺菌剤	210	—		○		プロテクメートWDG(芝)		
43 フロララム	除草剤	94	—		○		ブロードスマッシュSC(芝)、ターザインプロDF(芝、イソ キサベンとの混合剤)		
44 ペンフラカルブ	殺虫剤	9.9	—		○	○	オンコル粒剤5(樹木、花き)、オンダイアエース粒剤(樹 木、花き、ダイアジノンとの混合剤)、オンコルスタークル 剤(花き、ジノテフランとの混合剤)	◎	◎
45 ホスタアゼート	殺虫剤	230	—		○	○	ネマトリン粒剤(樹木、花き)、ネマバスター(樹木)		
46 マンゼブ	殺菌剤	120	—		○	○	ベンコシャイン水和剤(芝、オキスポコナゾールフマル 酸塩との混合剤)、ユニオン水和剤(芝、ベンチオピラドとの 混合物)、クrostek水和剤(芝、ミクロブタニルとの混 合物)、ベンコゼブ水和剤(樹木)	◎	◎
47 マンネブ	殺菌剤	180	—		○	○	エムダイファア水和剤(樹木、花き)、ラビライト水和剤 (花き、チオファネートメチルとの混合剤)	◎	◎
48 メソミル	殺虫剤	15	—		○		ランダイヤ粒剤(芝、ダイアジノンとの混合剤)		
49 メチダチオン又はDMTP	殺虫剤	1.1	—		○	○	スプラサイド乳剤40(樹木類、花き)	◎	◎
50 メトスルフロメチル	除草剤	8,700	—		○		サーベルDF(芝)		
51 ヨードスルフロメチルナ トリウム塩	除草剤	610	—		○		デステニーWDG(芝)、ウィーデンWDG(芝、オキサジ クロメホンとの混合剤)、クリアコンピWDG(芝、エトキシ スルフロメとの混合剤)		
52 リムスルフロ	除草剤	9,800	—		○		ハーレイDF(芝)		
53 レナシル	除草剤	150	—		○		レンザー(芝)、レナバック水和剤(芝、PACとの混合 剤)、ウエーブル顆粒水和剤(芝、カフェンストロールとの 混合剤)		
54 酸化フェンブタズ	殺ダニ剤	2	—			○	オサダ(花き)	◎	◎

注: 指針値は基準値の10倍値である。

基準値は順次設定され、また、改正される場合があることから、環境省のホームページにより、随時確認が必要。

農薬の登録内容は変更される場合があることから、使用に当たっては製品ラベルを必ず確認すること。

指導指針における(別表)「水濁に係る暫定指導指針値」が設定されている農薬は除く。

(3) 近年(H22~30年度)のゴルフ場排水口での水質調査結果のうち、水産指針値を超過する農薬

一般名 (超過検体数)	用途	水産指針値 ($\mu\text{g/L}$)	最高検出値 ($\mu\text{g/L}$)	適用作物			製品事例 ※ 括弧内は適用作物及び混合相手の成分を記載 ※ 「樹木」は樹木類(木本植物、花木類)の略、「花き」は 花き類・観葉植物の略 ※ 当該有効成分を含有する一部の製品名を記載	芝、花き等に 用い、水産基 準値とPECが 近接(10倍以 内)	うち非水田 PECが近接 (10倍以内)
				芝	樹木	花き			
1 ダイアジノン (9) ※水濁の暫定指針値: 50 $\mu\text{g/L}$	殺虫剤	0.77	10	○	○	○	ダイアジノン乳剤40(芝)、ダイアジノ水和剤34等(樹 木)、オンダイアエース粒剤(樹木、花き)、ペンフラカルブと の混合剤)、ダイアジノSLゾル(芝、樹木)、ランダイヤ 粒剤(芝、メソミルとの混合剤)	◎	◎
2 ベルメトリン (1)	殺虫剤	1.7	10		○	○	アデ、オン乳剤(樹木、花き)、園芸用キンチョールS(花 き、トリホリンとの混合剤)、カダンP(樹木、花き、TPNとの 混合剤)、エンバーMC(芝)、カダンSP II(樹木、花き、チ オファネートメチルとの混合剤)、ムシキントール(樹木、花 き、アセフェート、イミベンコナゾールとの混合剤)、ベニカX 乳剤(樹木、花き、ミクロブタニルとの混合剤)、ガーデン ガードAL(樹木、花き、テトラコナゾールとの混合剤)、ベ ニカDX等(樹木、花き、プロフェジン・ミクロブタニルとの 混合剤)	◎	◎
3 イミノクタジナルベシル酸塩及 び イミノクタジン酢酸塩 (2) ※水濁の暫定指針値: 60 $\mu\text{g/L}$	殺菌剤	27	52	○	○	○	ボデーブロー水和剤(芝、ポリオキシンの混合剤)、カ シマン液剤(芝)、ミステラン水和剤(芝、チウラムとの混合 剤)、モノクタジンフロアブル(芝、メプロニルとの混合剤)、 ベルコート水和剤(樹木)、ベルコートフロアブル(花き)、 ポリバリン水和剤(樹木、花き、ポリオキシンの混合剤)、 ペフラン液剤25(芝)	◎	◎
4 アゾキシストロピン (1)	殺菌剤	280	400		○	○	ヘリテージ顆粒水和剤(芝)、シナンパフロアブル(芝、シ プロコナゾールとの混合剤)、ダイフフロアブル(芝、ジフェ ノコナゾールとの混合剤)、ユニフォーム粒剤(花き)、メタラ キシルMとの混合剤)、アミスター20フロアブル(花き)	◎	
5 オキシラン銅又は有機銅 (3)	殺菌剤	18	40		○	○	オキシラン水和剤(芝、キャプタンとの混合剤)、グリーン オキシラン水和剤(芝、キャプタンとの混合剤)、オキシ ンド水和剤80(芝、花き)、キンドー水和剤40(芝、樹 木、花き)、ドウグリン水和剤(芝、樹木)、ロブド水和剤 (芝、イブジオンとの混合剤)、ドーマイシン水和剤(花 き、ストレプトマイシンとの混合剤)	◎	◎
6 ピロキサスルホン (9)	除草剤	7.4	50		○		ソリス顆粒水和剤(芝)		

注: 超過検体数は、都道府県から環境省に報告のあった調査結果のうち、令和2年3月27日現在の水産指針値を超過する農薬数。

平成30年度調査では、ダイアジノン1件とピロキサスルホン4件で超過の事例があった。

油・薬品・廃液などの流出に注意!

川や海に、誤って油・薬品・廃液等を流す事故が増えています。事故によっては、魚が死んだり、浄水場での取水停止などの影響が出ることもあり、また対策に膨大な費用がかかることもあります。

原因の多くは施設の老朽化や、作業中の不注意などによるものです。今一度、事故防止のため、施設の点検、作業手順の確認をお願いします。

～事故事例～

○ 次亜塩素酸ナトリウムの保管タンクの部品交換を行うため、内容物をタンクから排出した時、作業ミスにより次亜塩素酸ナトリウムが川へ流出し、多量の魚が死んだ。



- 小型ボイラーの燃料用灯油タンクのエア抜きバルブが誤って開いたのに気づけなかったため、灯油が流出した。
- A重油の地下タンクからサービスタンクへの地下配管に穴が開き、A重油が流出した。

油・薬品・廃液等の流出事故が起きた場合は



《 通報内容 》

- 原因者または発見者の氏名
- 原因者または発見者の TEL
- 流出場所
- 流出物名
- 流出量
- 流出発見時間

直ちに、場外への流出防止措置や河川などへの拡散防止措置を行い、関係機関へ連絡してください。

【連絡先】 管轄の県厚生環境事務所・支所、市町、消防、警察、県庁など

連絡先（環境関係機関）

○ 広島県の各厚生環境事務所・支所

機関名	管轄区域	電話番号(代表)
西部厚生環境事務所環境管理課	大竹市、廿日市市	0829-32-1181
西部厚生環境事務所広島支所環境管理課	安芸高田市、安芸太田町、北広島町、府中町、海田町、熊野町、坂町	082-228-2111
西部厚生環境事務所呉支所衛生環境課	江田島市	0823-22-5400
西部東厚生環境事務所環境管理課	竹原市、東広島市、大崎上島町	082-422-6911
東部厚生環境事務所環境管理課	三原市、尾道市、世羅町	0848-25-2011
東部厚生環境事務所福山支所衛生環境課	府中市、神石高原町	084-921-1311
北部厚生環境事務所環境管理課	三次市、庄原市	0824-63-5181

○ 市町役場

機関名	電話番号	機関名	電話番号
広島市 環境保全課	082-504-2188	呉市 環境試験センター	0823-25-3551
竹原市 地域づくり課	0846-22-2279	三原市 生活環境課	0848-67-6168
尾道市 環境政策課	0848-38-9434	福山市 環境保全課	084-928-1072
府中市 環境衛生課	0847-44-9144	三次市 環境政策課	0824-62-6136
庄原市 環境政策課	0824-74-6253	大竹市 環境整備課	0827-59-2154
東広島市 生活衛生課	082-422-1048	廿日市市 環境共生課	0829-30-9224
安芸高田市 環境政策課	0826-42-1126	江田島市 生活環境課	0823-43-1637
府中町 環境課	082-286-3242	海田町 地域みらい課	082-823-9219
熊野町 生活環境課	082-820-5606	坂町 環境防災課	082-820-1506
安芸太田町 税務住民課	0826-28-2114	北広島町 環境生活課	0826-72-7365
大崎上島町 環境衛生課	0846-64-3513	世羅町 町民課	0847-22-4513
神石高原町 健康衛生課	0847-89-3336		

水質汚濁防止法では、工場・事業場の施設の破損等の事故により

- ① 油、有害物質、指定物質※等が海や川などの公共用水域に排出される場合、
 - ② 生活環境等に被害を生ずるおそれがある場合、
- 応急措置を実施し、地方自治体へ届け出るよう規定しています。

※指定物質：次亜塩素酸ナトリウム、水酸化ナトリウムなど

詳しくは「県環境情報サイト（ecoひろしま）」をご覧ください。
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-e4-kaisei-h22kaisei.html>



問合わせ先：広島県環境県民局環境保全課（TEL：082-513-2918）